

桜ヶ丘まちづくり市民協議会規約

(名称)

第1条 本会は「桜ヶ丘まちづくり市民協議会」(以下、「協議会」という)と称する。

(目的)

第2条 協議会は小田急江ノ島線桜ヶ丘駅を中心とした周辺地域および県道丸子中山茅ヶ崎線周辺地域のまちづくりおよび環境整備に関して、行政との協働により、後世の子孫にまで継承できる魅力ある暮らしやすいまちづくり、活気にあふれたまちづくりを実現することを目的とする。

(協議会の活動)

第3条 第2条の目的を達成するため、協議会は自らまちづくりの提案活動、広報活動、事業活動等を実践するとともに、市民の声を幅広く聴取し、活動内容に反映させることとする。

(行政との関係)

第4条 協議会は、前条に基づく活動を行うにあたって、大和市役所と連携を取りながらすすめるものとする。

(構成員)

第5条 協議会は、「桜ヶ丘まちづくり市民協議会」の目的に賛同する自治会および市民で構成し、次の3種とする。

- (1)自治会 第2条に定める地域内の自治会。
- (2)委員 前号の自治会長もしくは自治会長の指名する者。および第2条に定める地域内に在住または勤務・在学する者で、会長推薦のあった者。
- (3)会員 第2条に定める地域内に居住する者、及び地域外の者で、協議会の活動に賛同して申し込みのあった者。
 - 2 委員は第7条に定めるいずれかの委員会、部門に所属する。
 - 3 協議会は、若干名の顧問を置くことができる。

(委員の任期)

- 第6条 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 2 欠員により補充した委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 協議会の構成員である自治会の会長が交代した場合は、後任自治会長もしくは後任自治会長の推薦を受けた者も前任者の残任期間とする。

(協議会の組織)

第7条 協議会に次の組織を置くことができる。

- (1) 総会
 - (2) 運営委員会
 - (3) 部門
 - (4) その他協議会が必要と認めた組織
- 2 総会は、委員で構成する協議会の最高意思決定機関であり、協議会の運営および活動は、総会の決定に基づくものとする。
 - 3 運営委員会は、第8条第1項第1号から第3号および第5号に掲げる者によって構成し、協議会から付託を受け、包括的事項を処理する。
 - 4 第1項第3号に掲げる組織は、協議会の委員が運営する。

5 第1項第4号に定める組織を設置する場合は、運営委員会の承認を必要とする。

(役員)

第8条 協議会に次の役員を置くことができる。

- (1) 会長1名
 - (2) 副会長3名
 - (3) 常任委員10名
 - (4) 監事2名
 - (5) 事務局3名
- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
 - 4 常任委員は、協議会の運営を行う。
 - 5 監事は、独立して協議会の運営および財務事項について監査し、その結果を総会および運営委員会に報告する。
 - 6 事務局は、協議会の運営に関する企画、財務、広報等について、運営委員会等と連携して起案するとともに、各種事務処理を行う。
 - 7 役員は、委員の中から総会で選任し、その任期は委員の任期とする。ただし、各運営委員会、部門の代表者は常任委員となる。
 - 8 役員の欠員により新たに選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の招集)

第9条 総会は、会長が招集する。

- 2 運営委員会は、会長が招集し、その議長となる。
- 3 部門その他の組織は、当該組織の代表が招集する。

(議事録の保存)

第10条 会議は記録を保存し、これを公開する。ただしプライバシーの侵害その他公開することが不適当と認められる場合は、これを非公開とすることができる。

(定期総会)

第11条 定期総会は、毎年1回開催する。

- 2 総会の議長は、出席委員の互選により定める。
- 3 総会の内容を確認するため議事録を作成し、議長、会長ならびに議長が指名する総会出席者1名が署名しなければならない。

(臨時総会)

第12条 次の場合には、会長は臨時総会の招集をしなければならない。

- (1) 委員の3分の1以上の要求があった場合。
- (2) 運営委員会の決定があった場合。
- (3) 監事から招集があった場合。

(総会の定足数)

第13条 総会は委員の2分の1以上の出席または委任がなければ、会議を開き議決することができない。

(総会の議決)

第14条 総会の議決は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営委員会)

第15条 運営委員会は、適宜開催し、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 総会に諮る議案(年次活動計画・報告、予算案・決算案など)の取りまとめと総会への付議
 - (2) 部門等の活動テーマの検討および決定
 - (3) 予算管理に関する事項
 - (4) 特命委員会等の設置に関する事項
 - (5) 緊急を要するときの活動方針の決定
 - (6) 行政等との連携方針の決定
 - (7) その他協議会の運営および活動に関する個別的事項
- 2 運営委員会には、会長から指名を受けた役員で構成する幹事会を置くことができる。
- 3 運営委員会には、第1項第3号を処理するため、会計を置く。

(運営委員会の定足数)

第16条 運営委員会は、構成員の2分の1以上の出席または委任がなければ、会議を開き議決することができない。

(運営委員会の議決)

第17条 運営委員会の議決は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(部門)

第18条 協議会の目的を達成するために、次の各号に掲げる部門を置くことができる。

- (1) まちづくり検討委員会
 - (2) 広報委員会
 - (3) 行政等協働委員会
- 2 第1項に定める組織は、協議会の委員、会員で構成する。
- 3 第1項に定める組織には、それぞれ正副1名の代表を置き、運営委員会、部門員の中から互選する。ただし正代表は、委員でなければならない。

(臨時の決定)

第19条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は総会の決定による。

- 2 緊急のため、総会を招集することができない場合は、運営委員会により決定する。ただし、その内容を直近に開催される総会で報告しなければならない。

(規約の改正)

第20条 この規約の改正にあたっては、運営委員会の議決により決定する。ただし、その内容を直近に開催される総会で報告しなければならない。

(会計年度)

第21条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(協議会の解散)

第22条 協議会の解散は、出席委員の4分の3以上の議決を必要とする。

(細則)

第23条 この規約の施行に関し必要な事項は、運営委員会の議決を経て、別途定める。

付則

この規約は、平成22年5月30日から施行する。

この規約を改訂し、平成 23 年 7 月17日から施行する。